

伏屋社会保険労務士事務所

岐阜市・専門サービス業

従業員数／男性12名 女性35名 計47名 ※令和5年11月現在

エクセレント POINT

- ①状況に応じて勤務形態を選べる「家庭重視就業タイプ」の導入
- ②家族参加型の日帰り旅行を毎年実施
- ③3日間の配偶者出産休暇を付与



女性が多い職場で笑顔が絶えない。

多様な勤務形態と育児支援

職員の多くが女性である伏屋社会保険労務士事務所は、手厚い福利厚生と子育てしながら働く環境が整っている。労働形態もフルタ

イムで7.5時間働く正規のAタイプから、65歳以上を対象としたEタイプまでと多岐にわたる。育休復帰後も勤務形態を自由に選択できるなど、本人の意思を尊重した対応をしている。

子育て中の職員への心と体のケアとして、伏屋喜雄所長は「毎月仕事中に30分のボディケアなどもします」と話し、気づかいを大切にする。また妊娠中の職員には、体の負担を減らせるように、事務所からより近い駐車場の利用に配慮している。所内には子育て中の職員が多いため、自然と助け合う姿勢がうまれ、子どもの発病などによる急な休暇も取りやすい雰囲気。

一年を通して家族が参加できる所内行事が多いのも特徴だ。

「業務で企業の労務管理を行つてゐるだけに、自分の事務所が見本になるように意識している。うちの



女性職員と積極的にコミュニケーションを図る伏屋喜雄所長。

事務所では人間関係で悩むことがない」と誇らしく伏屋所長は話す。2016年度からは、婦人科検診（乳がん、子宮がん検診）への補助制度や、男性職員にも年5日まで利用できる有給の看護休暇を積極的に取得するよう推進しており、さらなる仕事と家庭の両立を目指す。